

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年4月23日(木) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 欠席	1番 林田 佐知雄	2番 森田 誠	3番 欠席
4番 泓 純隆	5番 富永 政光	6番 迎 幸枝	7番 欠席
8番 江口 庄平	9番 出口 照雄	10番 山口 義範	11番 清心 美由紀
12番 俵坂 和則	13番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎

書記 谷口 恵祐 藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1)合意解約について
5. 議事日程
 - (1)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2)議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3)議案第3号 農用地利用集積計画の策定について
6. その他

事務局長	ただいまから令和2年度第1回目となります東彼杵町農業委員会4月期の定期総会を開催いたします。本日は会長の西坂秀徳さん、3番の三坂登さん、7番の中山久嗣さんが欠席ですが本総会は成立しますので報告します。
議長	(挨拶) 本日の議事録署名人は10番の山口委員さんと11番の清心委員さんをお願いしたいと思っております。では早速議事にはいらさせていただきます。報告事項の合意解約について事務局の説明をお願いします。
事務局	報告事項の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告する。令和2年4月23日、東彼杵町農業委員会、会長西坂秀徳。当該農地が彼杵宿郷の田1筆で929㎡となっています。所有者の意向で合意解約をしたいということになっています。
議長	ありがとうございます。皆さんからなにかご意見ありませんか。
番泓委員	先日所有者にお会いした時、耕作する人を探していましたので見つかるまでは管理されるでしょう。
議長	ありがとうございます。その他皆さんからの意見はありませんか。 ではこの報告事項につきまして異議ありませんか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号について、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和2年4月23日東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地が中岳郷の田1筆1100㎡です。経営状況は記載のとおりとなっており、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
議長	ありがとうございます。出口委員さんお願いします。
9番出口委員	農業経営を立派にやられているので問題ありません。
議長	他にみなさんからご意見ございませんか。

	<p>議案第 1 号について承認にご同意していただけますか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。当該農地は彼杵宿郷の田 1 筆 282 m²で、転用目的は一般個人住宅建築のためです。場所ですが役場から 300mほど北側になります。建築物は平屋建ての居宅 1 棟です。被害防除計画としまして、現状のまま利用するため土砂流失等の被害は無いと考えます。日照・通風に関しましては建物の高さを加減するため問題ないかと考えます。排水計画ですが、雨水につきましては道路側溝へ、汚水・生活雑排水につきましては、下水道利用となっています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地調査をしていただきました林田委員さんをお願いします。</p>
1 番林田委員	<p>進入路につきましては、共有名義にして利用するとの事でした。排水につきましても共有名義分の所にパイプを埋設しまして道路側溝と下水道につなぐ計画であり問題ないかと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。森田委員さんをお願いします。</p>
2 番森田委員	<p>境界杭もしっかり打ってあるし、周りにも迷惑になるということもございませんので、特別問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。私も現地調査に立会いまして進入路の問題ですが、共有名義にする事については書面でかわされているとの事で問題ないかと思えます。みなさんからご意見はなかったでしょうか。</p> <p>第 5 条の申請について許可相当とするということで同意していただけますか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、議案第 3 号基盤強化法第 19 条農用地利用集積について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基</p>

	<p>盤強化法の基本要綱の第 10 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和 2 年 5 月 1 日公告予定東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。所有権の移転であります。1 番は当該農地が中尾郷の畑 3 筆 5472 m²。無償での所有権移転です。2 番は当該農地が三根郷の畑 1 筆 933 m²。有償での所有権移転です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元推進委員の福田さん何かありますか。</p>
福田推進委員	<p>立派にやられているので特に問題はないかと思われます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にこの件で何か意見はありますか。この件についてご同意いただけますか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして中間管理権の設定について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得について、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 10 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和 2 年 5 月 1 日公告予定東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。1 番は当該農地が口木田郷の田 1 筆 1649 m²となっております。農地中間管理機構を使っての使用貸借となっております。2 番は当該農地が三根郷の田 1 筆 3067 m²となっております。こちらは賃貸借で年間米を 180kg で契約することとなっております。農地中間管理機構を使っての貸し借りです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご意見はありませんか。</p> <p>貸し借りの期限は決まっていますか。</p>
事務局	<p>1 番は 3 年 6 ヶ月、2 番は 5 年 7 ヶ月で契約となっております。</p>
議長	<p>何も質問ないようでございますので、承認することよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で今月の農業委員会を終了いたします。</p>